

# 青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度要綱

## 1 目的

この制度は、企業倒産等により影響を受ける県内中小企業者の連鎖倒産を防止するとともに、売上の減少等により資金繰りが悪化している県内中小企業者の経営の安定を図るほか、事業再生に取り組む中小企業者を支援することを目的に実施する。

## 2 融資対象

県内に事業所を有し、原則として1年以上同一事業を営んでいる中小企業者で、次のいずれかの要件に該当すると認められるものとして商工会議所会頭又は商工会会長（以下「商工会議所会頭等」という。）の推薦を受けたもの。ただし、(2)②においては事業開始前、(4)①においては事業開始後1年未満の中小企業者を含むものとし、(2)及び(5)においては商工会議所会頭等の推薦を不要とする。

### (1) 連鎖倒産枠

倒産企業に対し売掛債権等を有しているもの又は倒産企業との取引依存度が10%以上であるもの

### (2) 事業承継枠

- ① 存続見通しが見つからない事業者から事業資産の譲渡等により事業基盤の全部または一部を承継するために資金を要するもの
- ② 事業承継の計画作成、又は計画実行のために資金を要するもの（事業承継後5年以内の者を含む）

### (3) 経営安定枠

- ① 最近3か月間の売上高又は受注高若しくは経常利益（以下「売上高等」という。）が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して10%以上減少しているもの
- ② 売掛債権回収の長期化（又は不能）又はその他の事由により、経営の安定に支障を生じているもの
- ③ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近3か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少しているもの
- ④ 原油価格の上昇により事業活動に影響を受けており、最近1か月間の売上高等が、過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少し、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が過去3か年のいずれかの年の同時期と比較して5%以上減少することが見込まれるもの

### (4) 災害枠

- ① 別に県が指定する災害等により経営の安定に支障を生じているもの
- ② 東日本大震災により事業活動に影響を受けており、次のいずれかの要件を満たすもの（以下「東日本大震災中小企業経営安定枠」という。）
  - ア 東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して10%以上減少しているもの
  - イ 東日本大震災の影響により、最近3か月間の売上高等が震災の影響を受ける直前の同時期と比較して5%以上10%未満減少しているもの
  - ウ 東日本大震災の影響により、売掛債権回収の長期化又は不能が生じているもの

### (5) 事業再生枠

金融機関や再生支援機関等の支援が得られており事業の再建に合理的見通しが認められるものとして、法的な再建手続きを行い、又は再生支援機関等の指導等を受けて事業再生を図るもの

### 3 融資条件

#### (1) 資金使途、融資限度額、融資期間、融資利率

融資対象	資金使途	融資限度額(※1)	融資期間 (うち据置期間)	融資利率(※2)
2(1)	運転資金	3,000万円	10年以内(2年以内)	取扱金融機関所定利率から年0.8%引き下げた利率(但し、下限を年1.4%とする。)
2(2)	運転資金 設備資金	1億円	運転10年以内 (2年以内) 設備15年以内 (3年以内)	
2(3)	運転資金	4,000万円	10年以内(2年以内)	
2(4)①	運転資金 設備資金	3,000万円	10年以内(2年以内)	年0.9%
2(4)②	運転資金 設備資金	8,000万円	10年以内(2年以内)	ア 年0.7% イ及びウ 年0.9%
2(5)	運転資金 設備資金 (※3)	3,000万円	10年以内(2年以内)	取扱金融機関所定利率

(※1) 2(1)から(5)はそれぞれ別枠とする。さらに(4)において①及び②はそれぞれ別枠とする。

(※2) 融資を行った金融機関に対して、四半期に一度、試算表及び資金繰り表を提出する場合は、上記利率(4を除く。)からさらに年0.5%割引(以下「経営力向上割引」という。)する。この場合、融資利率の下限を年0.9%とする(5を除く。)。但し、返済途中において、別に定める割引適用要件を欠くに至った以降は、経営力向上割引の適用を除外するものとする。

(※3) 2(5)のうち、青森県信用保証協会(以下「信用保証協会」という。)が中小企業者の資金繰りの改善、経営の安定のために必要と認めるときは、金融機関からの信用保証協会付きの借入金を本制度の融資金で返済(借換え)することができる。

(2) 融資形式 手形貸付又は証書貸付

(3) 償還方法 一括払い又は割賦償還

(4) 保証料率 次に定める信用保証料率とする。

ア 無担保保険(一般関係)、普通保険(一般関係)を利用の場合は、財務その他経営に関する情報を基にリスク計測モデルにより算出される評点に応じた下表の区分の料率を適用する。但し、個人その他の法令で定めるところにより貸借対照表及び損益計算書を作成する義務を課せられていない者であって貸借対照表及び損益計算書がない場合は、区分⑤の料率を適用する。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45

イ 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)に規定するセーフティネット保証1号~4号及び6号に該当する場合は年0.95%、同保証5号、7号及び8号に該当する場合は年0.86%、災害関係保証及び東日本大震災復興緊急保証(以下「震災緊急保証」という。)に該当する場合は年0.7%とするなど、特例保証に該当する場合は、信用保証協会所定の保証料率を適用する。

ウ 2(5)のうち、事業再生円滑化関連保証に該当する場合は年1.76%とするほか、事業再生保証に該当する場合は年2.2%とする。

エ 責任共有保証料率が適用される保証（一括支払契約保証を除く。）において、会計参与設置会社は0.1%割引する。

オ 原則として担保保全率が100%以上の場合は0.1%割引する。ただし、保証料補給がある場合は補給割合に関わらず、担保割引は適用しない。

カ 別表に掲げる市町村の中小企業者は、当該別表に掲げる条件等により、当該市町村の予算の範囲内において保証料の補助（又は補給）を受けることができる。

(5) 東日本大震災復興緊急保証の適用

本制度は震災緊急保証を適用することができるものとする。

(6) 保証人及び担保

保証人は、原則として法人代表者以外の連帯保証人は徴求しない。

担保は、必要に応じて徴求する。

#### 4 取扱金融機関

青森県内に本店若しくは支店を有する金融機関のうち、この制度に賛同する金融機関

#### 5 推薦の手続き

(1) 融資（2(2)及び(5)を除く。）を受けようとする者（以下「申込者」という。）は、青森県経営安定化サポート資金特別保証融資制度推薦申込書（様式第1号）に関係書類を添えて、商工会議所又は商工会に提出するとともに、経営相談指導を受けるものとする。

(2) 商工会議所会頭等は、(1)の推薦申込書を受けた時は、申込者の業況等を的確に把握するとともに、2に定める要件に該当し、融資を受けることにより、売上高等の増加や資金繰りの改善（緩和）、経営の安定等が図られると認めるときは、様式第1号により推薦を行うものとする。

#### 6 融資の手続き

(1) 5により推薦を受けた申込者は、推薦書（様式第1号）等を添付の上、取扱金融機関所定の手続きにより取扱金融機関に申し込むものとする。

(2) 2(2)①による申込者は、青森県経営安定化サポート資金事業承継概要書（様式第2号①）、2(2)②による申込者は青森県経営安定化サポート資金事業承継計画書（様式第2号②。ただし、事業承継の計画作成のために要する資金の場合は提出を要しない。）に関係書類を添えて取扱金融機関に提出するとともに、取扱金融機関所定の手続きにより申し込むものとする。

(3) 当該融資申込みにあわせて3(1)の経営力向上割引を申し込む場合は、確認書（様式第3号）を提出するものとする。

(4) 取扱金融機関及び信用保証協会は、融資の申込を受けた時はこれを審査し、融資又は保証承諾の可否を決定するものとする。

#### 7 試算表等の提出

3(1)の経営力向上割引の適用を受けた者は、四半期に一度、各四半期の翌月末までに試算表及び資金繰り表を、融資を受けた金融機関に対して提出しなければならない。

#### 8 報告

(1) 商工会議所会頭等は、5の規定に基づき推薦した場合は、取扱要領に定めるところにより速やかに報告するものとする。

(2) 信用保証協会会長は、毎月の貸付状況について、取扱要領に定めるところにより報告するものとする。

#### 9 預託

県は、この制度の円滑な運営のため、融資の進捗状況等を勘案し、予算の範囲内において取扱金融機関に対して、別に定める利率で適宜預託を行うものとする。

10 実施期間

平成31年（2019年）4月1日から平成32年（2020年）3月31日まで

11 その他

- (1) この制度の略称を $\textcircled{\text{定}}$ とする。
- (2) この要綱等に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、県が必要に応じて関係機関の意見を聴取する等して定めるものとする。